

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和5年6月9日

京都市監査委員	山本 惠一
同	青野 仁志
同	山添 洋司
同	河原林 温朗

1 氏名及び住所

氏名	住所
北浦 泰崇	京都市右京区西院南寿町19 プラネスーパーリア京都西院504
中田 英里	京都市山科区竹鼻立原町5-5 藤和ライブタウン山科206
中村 真智	京都府向日市寺戸町永田1-130
裕井 大治	京都府宇治市宇治蔭山30-35

2 事務を補助できる期間

令和5年6月9日から令和6年3月31日まで

(監査事務局)